

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止について（案）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項の規定により、下記のとおり、バン、クロガモの捕獲等を禁止する。

記

1 対象狩猟鳥獣

バン、クロガモ

2 捕獲等を禁止する区域

県下一円

3 捕獲等を禁止する期間

平成30年11月15日～平成35年11月14日

4 捕獲等を禁止する理由

現行において捕獲等を禁止しているバン、クロガモについては、依然として県内での生息数は少ない状況にあり、特段の変化が認められないため

＜鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（第12条抜粋）＞

第十二条 環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。

一 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること。

二 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限すること。

三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等をすることを禁止すること。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。